

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内容】

<重 要>

- 要> 1 ◆町外で暮らす学生をお持ちの保護者の皆さんへ
 - ~【学生応援事業第2弾】三股町は町外で頑張る出身学生も応援します!~
 - 2 ◆「年末年始」新型コロナにご注意を!
 - ~全国知事会からのメッセージ~

<募 集>

- ◆国際理解講座受講生を募集します
- 3 ◆「体験で学ぶ民泊セミナー」の受講者を募集します

<お知らせ>

- ◆年末年始、「くいまーる」は運休します
- ◆「外国人が見た宮崎」巡回展を開催します
- 4 ◆よかもんやで「福袋」を販売します
 - ◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします
- 5 ◆令和3年 三股町消防出初式が開催されます
 - ◆あぜ焼きを実施します
- 6 ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
 - ◆1月13日から健康づくりに取り組んだポイントを商品券に 交換できます
- 7 ◆付加保険料で受け取る年金額を増やせます
 - ◆マイナンバーカードを作っていない人にお知らせです
- 8 ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
- 9 ◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください
- 10◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します
 - ◆「2021もろかた弁フォトカレンダー」完成!

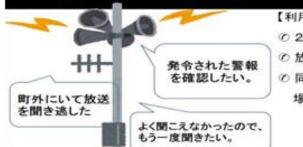






防災無線の放送内容がるで確認できます!

三股町放送内容 🗗 0986-51-1417 ※ どちらの番号でも 【確認ダイヤル】 🗗 0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- の 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- の 放送内容を当日のみ確認できます。
- 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる 場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 四52-1110(直通)

【分類】

(No.)

【内容】

- <農林畜産業関連>11 ◆屋外で鳥を飼育している人へ
 - 産外で馬を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう
 - 12 ◆1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
 - 13 ◆農地法に関する申請の受付期間について
 - ◆【カンショ(サツマイモ)生産者の皆さんへ】 サツマイモ 基 腐 病 の対策を徹底しましょう
- <相 談> 14 ◆「人権相談」を実施します
 - ◆「行政相談」を実施します
 - 15 ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
 - ◆「県下一斉無料相談会」のお知らせ
 - 16 ◆「無料法律相談」を実施します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



重 要

◆町外で暮らす学生をお持ちの保護者の皆さんへ

~【学生応援事業第2弾】三股町は町外で頑張る出身学生も応援します!~

町では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本町出身で町外在 住の学生に、ふるさと三股を感じていただけるよう、本町の特産品を詰め 合わせた支援品を送り、学生を支援する学生応援事業第2弾として「ふる さと三股・学生応援事業」を行います。また、事業効果として本町の物産 品PRと事業者の取り扱う商品の販路拡大を狙いとしています。

本町は、新型コロナウイルスに負けずに頑張っている学生の皆さんを応援します! 町内の保護者の皆さんには、町外で頑張っている学生へこの内容をお知らせいただくようお願いします。

●対象者

この事業の対象者は、次の要件を全て満たす学生です。ただし、支援 品を受け取れるのは、お申し込みのあった人の中から、対象者の要件を 満たす先着240人に限ります。

- ・町外(※海外は除く)の<u>高校生</u>、専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校などに在学し、町外に居住していること。
- ・保護者の住民登録が三股町内であること。
- ・学生応援事業第1弾の「ふるさと三股・県外学生応援事業」に申し 込まれた学生は対象外となります。

●支援品

支援品は、ふるさと三股を感じる特産品(米、レトルト品、肉、お茶、調味料、など)2万円相当分です。支援品には常温品と冷凍品があり、その両方を送付します。ただし、発送は別々に行います。

●申し込み方法

学生本人が申込フォームに必要事項を記入し、申し込みください。申し込む際に費用は発生しません。また、申し込みは一人1回のみです。 なお、郵送やFAXでの申し込みも可能です。詳しくは、町公式サイトを確認してください。

申し込みフォームのアドレス

https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/ex9y6m08

町公式サイトのアドレス

https://www.town.mimata.lg.jp/contents/1013.html



●受付期間

申込期間は、<u>12月20日(日)~1月15日(金)</u> 定員になり次第、受付を終了します。

●支援品の発送

支援品は、1月29日(金)発送予定です。

●事業主催者 = 町

【常温品】







※写真は学生応援事業第1弾「ふるさと三股・県外学生応援事業」の支援品です。

※お問い合わせ先は

企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口) ☎:52-9085(直通)にお願いします。

◆「年末年始」新型コロナにご注意を! ~全国知事会からのメッセージ~

年末年始の帰省や旅行を検討されている人も多いかと思います。 人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大することのないよう、 帰省や旅行の際には、次の点に十分留意していただくようお願いします。

- ・年末年始の時期は、人の移動が集中し「密」になりがちなため、帰省や旅 行を分散していただくようご協力をお願いします。各企業におかれても、 従業員皆さんの休暇の分散取得にご協力をお願いします。
- ・注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」 に注意しましょう。
 - ①飲酒を伴う懇親会など
 - ②大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③マスクなしでの会話
 - ④狭い空間での共同生活
 - ⑤仕事から休憩室、喫煙所、更衣室などへの居場所の切り替わり
- ・会食の際には、「飲酒は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、 「ガイドラインを遵守したお店で」など、感染リスクを下げながら楽しむ 工夫をしましょう。
- ・「体調の悪い人」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で 体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにそ の地域の保健医療当局に協力してください。
- ・新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。 自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、医療従事 者はじめ国民の健康や暮らしを支えている人々およびその家族などに、思 いやりと支えあいの気持ちを持ちましょう。

募集

◆国際理解講座受講生を募集します

都城市の3名の国際交流員が、出身国(モンゴル、中国、オーストラリア) の文化、歴史、言葉などを日本語で紹介します。

■日程など

●開催場所: 都城市コミュニティセンター 2階研修室

日程	内容	時間
2月 3日(水)	オーストラリア編	 午前10時30分~
2月 5日(金)	中国編	11時30分~
2月10日(水)	モンゴル編	114307

●開催場所:町中央公民館 第1研修室

日程	内容	時間
2月12日(金)	モンゴル編	左前 1 0 時 2 0 八。
2月18日(木)	中国編	午前10時30分~ 11時30分
2月22日(月)	オーストラリア編	11時30万

■対象:町民と都城市民

■定員:各15名

■費用:無料

■申込期限:1月8日(金)(応募者多数の場合は抽選)

■申し込み方法:(1)氏名、(2)連絡先(住所・電話番号・E-mail)、(3)参加希望 の講座を、第2希望までお知らせください。町と都城市いずれの会場でも 申し込めます。各国の講座は2回とも同じ内容です。

※決定者には1月22日までにお知らせします。

※各イベントは、新型コロナウイルス感染防止対策をして実施します。 また、参加される人は、次の対策にご協力をお願いします。

- ●手指の消毒 ●マスクの着用 ●体温の測定
- ※お申し込み・お問い合わせは、

都城国際交流協会(都城市役所国際化推進室内)

 Δ : 23-2295 メール: mia@btvm.ne.jp にお願いします。

◆「体験で学ぶ民泊セミナー」の受講者を募集します

このセミナーでは、町内に充実した宿泊施設の実現を目指すため、参考となる宿 泊施設の見学・体験や、室内インテリアコーディネートの体験をとおして、受講者 の民泊経営への関心が一層高まることを目的に実施します。

受講料は無料ですので、興味のある人はぜひご参加ください。

- ■1日目 古民家の宿巡り(バスで案内します)
 - ●日時:1月18日(月) 午前9時~午後4時
 - ●内容:日南市にある魅力的な古民家の宿をオーナーや支配人が案内します。
 - ●訪問施設
 - バリの風

「北郷癒しの森」の中にある古民家「バリの風」。そばに流れる小川のせせらぎを眺めながら穏やかな癒しの時間を過ごせる、静かなたたずまいの宿。

- ・Nazuna 飫肥 城下町温泉(小鹿倉邸、合屋別邸) 古くから残る武家屋敷を高級感のある宿として完全リノベーションし、九 州の小京都といわれる飫肥地区を象徴する宿。プロのインテリアコーディ ネートは一見の価値があるものとなっている。
- ■2日目 プロに学ぶおしゃれな部屋作り
 - ●日時:1月21日(木) 午前10時~午後3時
 - ●場所:町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」
 - ●内容:
 - ・おしゃれな部屋作りのためのインテリアコーディネート術 おしゃれな部屋を実現するためのインテリアコーディネートの基本となる コツをプロに学びます。
 - ・ドライフラワーで作るスワッグ体験 室内を彩るインテリア小物としても魅力的なスワッグ。今回は講師が用意 したドライフラワーと参加者が用意した花木など(生でかまいません)で スワッグを作ります。
- ■受 講 料:無料。ただし、食事代とスワッグ体験料(1,000円)は自己負担
- ■対 象 者:古民家型宿泊施設や室内インテリアに興味のある人。
- ■定 員:7人(申込多数の場合は、申込書により選考します)
- ■申込期限:1月8日(金)
- ※お申し込み・お問い合わせは、町地域雇用創造協議会 ☎:51-5320 または、協議会の公式サイトからもお申込みいただけます。

「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「申込フォーム」よりお願いします。

お知らせ

◆年末年始、「くいまーる」は運休します

日頃から町コミュニティバス「くいまーる」をご利用いただき、ありがと うございます。

年末年始の運休日は、次のとおりです。皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご了承いただきますようお願いします。

■年末年始運休日

12月31日(木)~1月4日(月)

※1月5日(火)より、通常運行を開始します。



※お問い合わせは、

三股町コミュニティバス事務所(**な**52-000) 総務課 行政係(**な**52-1112(直通)にお願いします。

◆「外国人が見た宮崎」巡回展を開催します

県内在住の外国人が「宮崎」をテーマに制作したアート作品(写真、絵画、書道、手芸作品)等を展示します。18カ国の方々から応募があり、県の国際交流協会で開催されるアートフェスティバルにおいて選ばれた優秀作品を中心に展示します。

■日時:1月27日(水)~29日(金) 午前10時~午後6時 ※28日(木)は午後8時30分まで

■場所:町立図書館内 展示コーナー

※お問い合わせは、

都城国際交流協会(都城市役所国際化推進室内)

T: 23-2295

メール:mia@btvm.ne.jp にお願いします。

◆よかもんやで「福袋」を販売します

近隣での新型コロナウイルス感染症感染患者の発生状況を受けて、来場者および運営関係者の健康と安全を最優先に考慮し、12月27日(日) に開催を予定していました「第162回みまたん駅前よかもん市(朝市)」 の中止を決定しました。

開催を楽しみにしていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いします。

なお、次回以降の開催につきましては、チラシやよかもんや店頭、回覧 でお知らせします。

コロナ対策により中止が続いている朝市ですが、朝市を楽しみにされている皆さんに『福袋』を特別価格で販売する特別販売会と3,000円相当の賞品が当たる抽選を行います。

■『福袋』の特別販売会=

●日時: 12月26日(土)と27日(日) 午前11時~午後3時

●価格:1セット2,500円(税込み)

●内容: 5, 000円分相当の商品

(お肉、海産物、朝市おすすめ品、寄せ植えキット)

- ※商品のほかに、アンケート付応募券が入っています。
- ※各日とも50セットずつ、事前申込制で販売します。

購入を希望する人は町物産館「よかもんや」までご連絡ください。

■賞品抽選=

- ●応募方法:福袋の中に入っている応募券または、お手元にある朝市ポイント補助券3枚で応募できます。
- ●応募締め切り:1月15日(金)まで
- ※抽選後、1月末までに賞品を発送します。

『福袋』の特別販売会、商品抽選の詳細は町物産館「よかもんや」にご確認ください。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎:52-3131 にお願いします。

◆年末・年始のごみ収集についてお知らせします

<個人での搬入>

でかの番組の地を担託	「左士]	「年払]
ごみの種類・搬入場所	[年末]	[年始]
燃えるごみ	12月30日(水)まで ○午前8時30分~正午	
〈搬入場所〉 都城市クリーンセンター	○午後1時~4時30分※ごみ処理手数料が掛かります・家庭ごみ=50≒ごとに250円	1月4日(月)~
燃えないごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・瓶・白 色トレイ・ペットボトル) 〈搬入場所〉	12月30日(水)まで ○午前8時30分~正午 ○午後1時~4時30分 ・家庭ごみ=300 ¹ 5以下 無料	1月4日(月)~
都城市リサイクルプラザ	※超える場合20%ごとに110円	
埋立ごみ・資源ごみ (紙類・空き缶・瓶・白 色トレイ・ペットボトル)	12月30日(水)まで ○午前8時30分~正午 ○午後1時~4時30分	1月4日(月)~
〈搬入場所〉 一般廃棄物最終処分場	・家庭ごみ=300 ^も 以下 無料 ※超える場合20 ^も ごとに100円	

※各施設とも年末は特に混雑が予想されます。事前に分別をしっかり行って、円滑 なごみ処理にご協力ください。

<ごみステーションでの収集>

種類	[年末] (収集最終日)	[年始]
燃えるごみ	12月29日(火)	1月 4日(月)
燃えないごみ	12月24日(木)	1月28日(木)
資源ごみ(空き缶・瓶)	12月17日(木)	1月21日(木)
資源ごみ (白色トレイ・ペットボトル)	12月10日(木)	1月14日(木)

- ※ごみステーションにごみを出すときは、①きちんと分別して、②指定ごみ袋に入れて、③収集日の朝8時までに出してください。
- ※ごみステーションの収集最終日以降は、それぞれのごみ処理施設に直接搬入してください。(ただし、12月30日まで)
- ※資源ごみは、各自治公民館のリサイクル集積所にも持ち込めます。

※お問い合わせ先は、

都城市クリーンセンター(都城市山田町7599番地5)**☎**:45-6677 都城市リサイクルプラザ(都城市下水流町4028番地11)**☎**:36-3900

環境水道課 環境保全係 ☎:52-9082

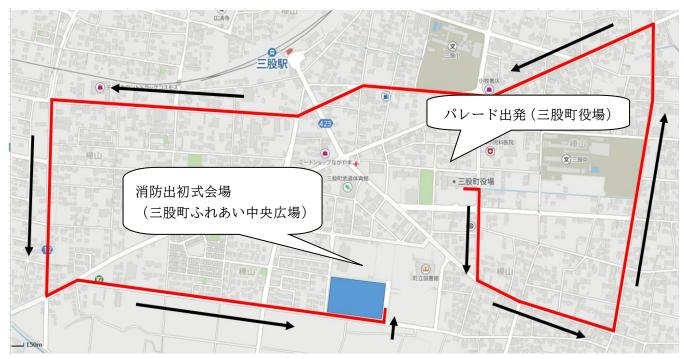
一般廃棄物最終処分場 ☎:52-5424 にお願いします。

◆令和3年 三股町消防出初式が開催されます

新春の恒例行事であります消防出初式が下記のとおり開催されます。 なお、当日は消防出初式に先立ち、消防団車両によるパレードも実施します ので、住民の皆さまには、消防出初式の開催趣旨をご理解いただき、ご協力 いただきますようよろしくお願します。

開催日	開始時刻	会場
1月10日(日)	午前8時30分	三股町ふれあい中央広場 (三股町立文化会館西側)

■令和3年三股町消防出初式パレード経路図 (パレード開始時刻)午前7時10分役場出発



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) **本**:52-1110 にお願いします。

◆あぜ焼きを実施します

農作物病害虫を越冬させないことを目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

まちの皆さんのご協力をお願いします。

■期 日 1月17日(日) ■時 間 午後1時~4時

- ★実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。
- ★雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。
- ★順延日 ⇒ 1月24日(日)同時刻
- ■実施地域 … 町内全域の水田・畑のあぜなど



- ■巡回指導 ··· 各地域農業集団長、各地区農事振興会長 各集落営農集団長、町農業振興課職員
- ★担当する地区内で畦畔以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。
- ■防火対策 … 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火入れをしてください
- ⑥場所を移動するときは、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・ 農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください

※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください

- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません (ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)
- ※お問い合わせは、町農業振興対策協議会

【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)にお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

■家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください)。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。 ※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和2年	1	- 1	П () 1	$\Box \Box \Box \rightarrow \neg$
	- 1	- 1	H	- 4	

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり、ボタン付け、 肩パット)	三股町 都城市とその近辺	4円~ (宮崎県婦人既製洋服製 造業最低工賃に準ずる)
医療用ガウンの仕上げ	三股町、都城市	1枚 11円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談) 小林市内一部地域	1個 10~50円
部品組み立て、部品外観検査 (キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3~1.8円
婦人服のホック付け、釦付け、 しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町 都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4~20円
大島紬織り	三股町 都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

■事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか? 内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」 をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号 県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎・FAX:25-0300 Ⅰ 相談日:月〜金曜日(土曜・日曜・祝日は休み)相談時間:午前9時〜午後5時 詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎内職



◆1月13日から健康づくりに取り組んだポイントシート を商品券に交換できます

町では、町内在住で40歳以上の人を対象に、個人の健康づくりへの取り 組みや特定健診・がん検診などの健康づくりに関する事業などへ参加するこ とで、ポイントが貯まる「健康マイレージ事業」を実施しています。

50ポイント以上貯めたポイントシートと商品券の交換が、1月13日から始まります。

■商品券との交換方法

①引換券の申請をする

交換期間	期	間	1月13日(水)~1月27日(水) ※14日(木)・22日(金)を除く
と場所	時	間	午前10時 ~ 午後3時
	場	所	健康管理センター
持ってくる もの	・ポイントシート・身分を証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)		
代理申請で 必要なもの	・本人が署名したポイントシートと委任状・代理の人の身分を証明するもの(上記と同じ)		

②商品券と交換する

引換券を町商工会に持っていくと、「三股町商工会商品券(500円)」 と交換できます

※必要事項はすべて記入してください。

■ポイント確認は、まだ間に合います

町役場総合案内や町健康管理センターで「ポイントシート」を配布しています。

今年1月~12月の間に、個人の健康づくりへの取り組みや特定健診などの事業に参加していれば、ポイントを獲得できます。

※お問い合わせは、 町健康管理センター

☎:52-8481 にお願いします

◆付加保険料で受け取る年金額を増やせます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など)と、国民年金に任意加入している人は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

【定額保険料】(いずれも月額)

令和2年度:16,540円 令和3年度:16,610円

- ●納めることができる人
 - ·国民年金第1号被保険者
 - ・任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
 - ・現在、免除や納付猶予、学生納付特例の認定を 受けていない人



●付加保険料の月額 400円

●付加年金額

支給される付加年金の年額は、200円×付加保険料納付済月数

例)付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円×60カ月分=24,000円(総額) 受け取る付加年金額 200円×60カ月分=12,000円(年額) 付加保険料を納めた分は、2年間でモトが取れます!

- *付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- *国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。
- *付加年金のみの加入はできません。

付加保険料の納付を希望される人は、年金手帳またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)、印鑑を持って、町民保健課国保年金係または都城年金事務所へお申し込みください。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) **☎**:52-9631(直通) または都城年金事務所 **☎**:23-2571(代表)にお願いします。

◆マイナンバーカードを作っていない人にお知らせです

まだ、マイナンバーカードの交付申請をしていない75歳未満の人あてに、 1月から3月にかけて、申請書やパンフレットが入った下のような封筒が届 く予定です。



同封の申請書にある「オンライン申請用QRコード」をスマートフォンなどのカメラで読み取ることで、自宅での申請(Web申請)ができます。

Web申請の詳しい手順は、右のQRコードから 【(1)パソコンやスマートフォンによる申請】にある 「こちら(PDFファイル)をご覧ください」をご覧ください。



<三股町公式ホームページ内での場所>

トップページ➡行政情報➡上部にある「くらし・手続き」

- **→**マイナンバーカードなど
- ➡マイナンバーカードの作り方はこちら! (Web申請含む) 上記ページ内の、「こちら (PDFファイル)をご覧ください」から確認できます。

【やり方がわからない場合は・・・】

役場 1 階のマイナンバー窓口(町民保健課前)では、マイナンバーカード申請のお手伝いをしています。

ご本人が、免許証などの顔写真付の本人確認書類をお持ちいただければ、カード用の写真撮影も含めて無料で申請できますので、ぜひご利用ください。

※お問い合わせは、町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口)

☎:52-9630 (直通) にお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容=

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置=

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、 急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している 状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者=

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税等を滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに 積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額=

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内
忌光進防止表直の表有に安りる程質	の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装	取付けに必要な費用の3分の2以内
置の装着に要する経費	の額とし、7万円を上限とする。
↑ TP\ ペ ゲルの壮美に亜十2奴弗	取付けに必要な費用の3分の2以内
ATワンペダルの装着に要する経費	の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法=

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付 して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) にお願いします。

◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください



●凍結に注意

気温が<u>氷点下 4℃以下</u>になると、水道が凍結しやすくなります。屋外、 北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、 特に注意が必要です。自宅の水道は大丈夫でしょうか?天気予報に注意し て、水道管を凍結から守りましょう。

●凍結を防止するには=

・少しだけ水を出しておく

水道代が気になる人もいると思いますが、少しずつであればそれほど 金額は大きくありません。水道管が破損して修理する方がお金が掛かり ます。

・水道管に保温材(布や毛布でも代用ができます)を巻き、その上からビニールテープなどを巻いて防水すると効果があります。

※布や毛布が濡れると逆効果になるので注意してください。

●凍結で水が出ないときは=

- ・自然に溶けるまで待つ
- ・凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、<u>ぬるま湯</u>をゆっくりとかける ※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。
- ・ドライヤーの温風を当てる

●水道管が破裂したら=

・水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、町指 定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

※町内給水装置工事事業者は次ページをご参照ください。

不明な点は上水道係までお問い合わせください。



環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9081 (直通) にお願いします。



三股町指定給水装置工事事業者一覧表

No	事業者名	代表者名	事業者住所	電話番号
1	システムメンテナンス	吉川 正好	三股町大字蓼池877番地7	0986-52-4643
2	加治屋設備	加治屋 康弘	三股町大字蓼池2873番地	0986-27-7084
3	橋口建設	橋口 祐一	三股町大字蓼池2338番地9	0986-52-9720
4	政野建設 侑	政野 孝一	三股町大字長田2182番地3	0986-52-1374
5	シン設備	米村 伸一	三股町大字長田1140番地7	0986-52-5315
6	曙建設 ㈱	甲斐 知美	三股町大字宮村2774番地21	0986-36-6391
7	綿屋設備	綿屋 利洋	三股町大字樺山5046番地12	090-6294-3247
8	イ 木佐貫設備工業	木佐貫 良彦	三股町大字樺山4672番地	0986-52-5574
9	侑 才田工務店	才田 正弘	三股町大字樺山4454番地6	0986-52-2305
10	㈱ 木佐貫建設	木佐貫 紀雄	三股町大字樺山4185番地7	0986-52-2143
11	大和設備	大村 和美	三股町大字樺山3628番地2	0986-52-6930
12	柳井設備	柳井 利和	三股町大字樺山3247番地2	090-5741-5237
13	(株) 大和組	中原 康憲	三股町大字樺山3168番地4	0986-52-2215
14	大村設備	大村 光彦	三股町大字樺山2992番地	090-3327-4101
15	㈱ 真和産業	和田 昇	三股町大字樺山1592番地6	0986-52-0618
16	侑 野元設備	野元 俊英	三股町花見原8番地11	0986-52-2460

◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します

地方税法の規定により、町内に償却資産を持っている人は、毎年1月1日 現在の状況を申告する必要があります。

該当する償却資産の所有者に対して、申告に必要な書類を12月中に送付していますので、必要事項を記入して、2月1日(月)までに税務財政課資産税係に提出してください。

- ・償却資産申告書には、マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。
- ・太陽光発電設備を設置している場合も償却資産の申告が必要です。 (ただし、<u>個人については、10キロワット未満の場合は申告の必要はありません。</u>)
- ・新規に申告される場合、税務財政課資産税係にご連絡いただければ、申告 書類を送ります。

【償却資産とは・・・】

土地や家屋以外で、事業用の資産のうち減価償却費が法人税法や 所得税法の規定で所得を計算したときに、損金または必要な経費に 算出されるもの。

例えば、会社や個人事業主が、事業のために使用する構築物、機械や器具、備品などのことです。

※お問い合わせは、

税務財政課 資産税係(1階⑤番窓口)

☎:52-9636 (直通) にお願いします。



◆「2021もろかた弁フォトカレンダー」完成!

町商工会商業部会(部会長:山内勝彦)では、地域にある店舗の認知度向上および周辺地域の活性化を目的として、平成29年から「もろかた弁フォトカレンダー」を発行しています。

毎年、協賛いただいた事業者のクーポンを掲載していますが、今年は「写 真+もろかた弁」のみに掲載となっています。なお、今回は前回よりも作成 部数を増やし、より多くの町民の皆さまの元に届く形にしました。

コロナ禍による先行きの見えない現況の中、このカレンダーを見て少しで も元気を出していただけると幸いです。

■名 称:2021もろかた弁フォトカレンダー

■特 長:B2片面カラー1枚(写真21枚掲載)

■配布方法:①町内自治会加入の全世帯に配布(町回覧板に同封)

②商工会窓口で無料配付※

※数に限りがありますので、できるだけ多くの皆さんのお手元 に届くようにお持ち帰りは1家族1冊まででお願いします。



※お問い合わせは、町商工会

住所: 〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22

☎:52-2226 にお願いします。

※受付時間は平日の午前8時30分~午後5時15分です。

農林畜産業関連

◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう

高病原性鳥インフルエンザが蔓延すると本町の畜産業に深刻な被害を もたらします。愛玩鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も、 殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。

病気の発生を防止するため、次のことに十分気をつけましょう。

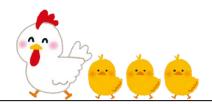
- ◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう!
 - ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
 - ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク (CD)」などを飼育小屋 の周りに付ける。
 - ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。
- ◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう!
- ◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう!
- ◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう!



お願い

- ■今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。 (鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります)
- ■鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、 次の対応をお願いします。
 - ①すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ②飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- ■死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- ■ニワトリ、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを 飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

宮崎県内の養鶏場においても高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、ウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、アフリカ豚熱(ASF)や口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と 畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え 農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルス の侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検 踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制 農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬 車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておき ましょう。
- ④早期発見・早期通報家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。
- ※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。 農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。
- ※お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係 ☎:52-9088 (直通)

都城家畜保健衛生所 ☎:62-5151

北諸県農林振興局
な:23-4523 にお願いします。

◆1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせ します

★1月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

<u>/ </u>	条用院来ノフハアノフの処理来物を次のこのラ关旭しより。
日 時	 回収日:1月20日(水曜日) ≪午後1時30分~3時≫ ★回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日:1月27日 ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10~15kg 程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①:サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、
搬入方法	種類が違うため、分別して処理してください。 注意②:金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を 取り除いて持ち込んでください。
	※分別については、右のページの表を確認してください。
注意事項	 ★処理料金は現金支払いです。 ★印かん(認め印可)をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。 不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下 の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、 持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム	〈処理料金	1 kgあたり7円〉
	() 	

種類	注意点
・ <u>農ビ</u> マーク入りのもの ・透明の農ビ	・10~15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ (PO)

〈処理料金 1 kgあたり23円〉

種類	注意点
・軟質ポリ	・シート状のものは、重さ 1 0 kg 前
・ポリ系フィルム	後にまとめて、ダンバンドなどで
・不織布、灌水チューブなど	結束する。

③その他

〈処理料金 1 kgあたり53円〉

 ①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック・ブルーシート・サイレージネット・ポリ製農薬容器・水稲用育苗箱・状態で搬入する。 	種類	注意点
・ 農	①農ビフィルム ②ポリ以外 の農業用廃棄プラスチック・ブルーシート・サイレージネット・ポリ製農薬容器	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。・農薬容器は、キャップをはずし、中身をきれいに洗浄し、乾いた

- ★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。
- ※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
 ☎:52-9086(直通)にお願いします。

◆農地法に関する申請の受付期間について

令和3年1月分以降の農地法等申請の受付期間を次のとおりとします。皆 さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

※申請受付内容としては、農業委員会の議案や報告として取り扱われる内容 のみであり、農地法の規定による各種届出などは従来どおり随時受け付け します。

農地法3・4・5条許可申請等受付締切日一覧(令和3年1月~12月)			
申請受付締切日	総会開催予定日	3条 町許可予定日	4・5条 県許可予定日
1月12日(火)	1月28日(木)	1月末	2月中旬
2月10日(水)	2月26日(金)	2月末	3月中旬
3月10日(水)	3月29日(月)	3月末	4月中旬
4月12日(月)	4月28日(水)	4月末	5月中旬
5月10日(月)	5月28日(金)	5月末	6月中旬
6月10日(木)	6月28日(月)	6月末	7月中旬
7月12日(月)	7月28日(水)	7月末	8月中旬
8月10日(火)	8月27日(金)	8月末	9月中旬
9月10日(金)	9月28日 (火)	9月末	10月中旬
10月12日(火)	10月28日(木)	10月末	11月中旬
11月10日(水)	11月29日(月)	11月末	12月中旬
12月10日(金)	12月24日(金)	12月末	令和4年1月中旬

[※] 許可予定日はあくまで標準処理期間の目安であり、申請内容によっては他法令との 関係で遅くなる場合があります。

《注意》

- ・書類に不足・不備などがある場合や、事前の相談・打ち合せが不十分な場合は受け付けができませんので、必ず事前にお問い合わせや相談をしてください。
- ・受付日(通常10日)までに事務局に提出されなかった申請書類は翌月の総会で審議することとします。

※お問い合わせは、

町農業委員会事務局

☎:52-9087 (直通) にお願いします。

◆【カンショ(サツマイモ)生産者の皆さんへ】 サツマイモ基腐病の対策を徹底しましょう

「サツマイモ基腐病」の発生が北諸県地域内で広がっています。次の作付けを計画する前に、対策を万全にし、みんなでカンショ(サツマイモ)産地を守りましょう!

■「サツマイモ基腐病」の症状=

生育不良や葉の色がおかしい株で、地際の茎が黒または褐色になっていると、サツマイモ基腐病の可能性があります。そのままにしていると、症状が進んでほ場全体に広がり、ツルが枯れてイモが腐敗します。また、一度発生すると、土壌に残って毎年発生が続く恐れがあります。

- ■防除対策=以下の対策を必ず実施しましょう。
 - ①前作で、1割以上発生のあったほ場では、

「<u>かんしょの作付けを見送る</u>」または「<u>遅くとも9月までにカンショの</u> <u>収穫を終える</u>」

- ※列状に発生したほ場は、作付けを見送りましょう。
- ②ほ場外への排水用の溝を必ず設置する。
- ③株のしおれや葉の変色、枯れなどの生育不良がないか観察する。
- ④発病したつるや塊根は速やかに抜き取り、ほ場から離れた場所で適切に 処分する。

⑤ほ場間を移動するときは、長靴や農具、機械を 洗浄・消毒する。発生ほ場の作業は一番最後に行う。

※お問い合わせは、

北諸県農業改良普及センター ☎:38-1554

町農業振興課 農政企画係 ☎:52-9086 にお願いします。

相 談

◆「人権相談」を実施します

※相談は無料です。

■特設人権相談

	13 PAV VIE III PA		
期	日	1月7日(木)	
時	間	午前10時~午後3時	
場	所	JR三股駅多目的ホール「M★うぃんぐ」	
相談	談員	くっき まさひろ たけのうち すずこ 黒木 正弘、竹ノ内 鈴子	
IH D		※相談員は、変更になる場合があります	

■常設人権相談

日	時	平日の午前8時30分~午後5時15分
19 =		宮崎地方法務局都城支局
場	所	(都城合同庁舎5階相談室)
相言	淡 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

・特設人権相談:総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談:宮崎地方法務局都城支局

本:22-0490 にお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、 公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。 また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運 営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困ってい ることはありませんか?

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期	B	1月4日(月)	1月18日 (月)
相談	委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	西留 文夫
時	間	午前10時~正午	
場	所	町総合福祉センター「	元気の杜」

- ※相談委員は、変更になる場合があります。
- ※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112 (直通) にお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期日	【都城市】1月22日(金)	
時 間	【都城市】午後1時~4時	
場所	【都城市】 市消費生活センター(都城市役所本館2階)	
内容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。	
申込方法	 ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合せください。 	

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999 都城市消費生活センター ☎:23-7154

にお願いします。

◆「県下一斉無料相談会」のお知らせ

宮崎地方法務局および宮崎県司法書士会では、不動産の相続登記、会社・ 法人の登記、成年後見などに関する無料相談会を開催します。

期日	2月7日(日)
時間	午前10時 ~ 午後3時 ※要事前予約
場所	 ① 宮崎地区 宮崎県立図書館 (宮崎市船塚三丁目210番地1) ② 都城地区 宮崎市総合文化ホール 会議室1 (都城市北原町1106番地100) ③ 延岡地区 延岡市川中コミュニティセンター 延岡市桜小路360番地2)

- ■予約受付電話番号 宮崎県司法書士会 0985-28-8538
- ■予約受付期間 1月4日(月)~ 29日(金)
- ※新型コロナウイルス感染予防対策をとって司法書士が無料で相談を受け付けますが、発熱や咳など体調不良の人は相談をお断りする場合があります。
- ※お問い合わせは、宮崎地方法務局総務課

☎:0985-22-5125 にお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期	日	1月19日(火)
時	間	午後1時30分~4時30分(1人30分)
場	所	町総合福祉センター「元気の杜」
内	容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申方	込法	相談は <mark>予約制</mark> です。 相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会

本:52-1246 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け 付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時 間 = 午前9時~午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。

